

幼保連携型認定こども園設置認可の概要について

名称	幼保連携型認定こども園宮前おひさまこども園							
所在地	川崎市宮前区野川 1 0 6 0							
認可予定日	平成30年 4 月 1 日							
設置者	学校法人 亀ヶ谷学園 理事長 亀ヶ谷 忠宏							
認定こども園の長	氏名：亀ヶ谷 忠宏							
定員及び学級数 (予定)		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
	定員 (1号)				10	10	10	90
	定員 (2・3号)	6	10	11	11	11	11	
	学級数				1	1	1	3
収容状況 (平成29年5月1日現在)								70
施設の概要 (新設)	土 地		建 物 (延床面積：864.30㎡)					
	敷地	1186.46㎡	乳児室	69.25㎡	3 室	調理室	34.23㎡	
	園庭	466.90㎡	ほふく室			保健室	28.08㎡	
			保育室 (～2歳)	30.58㎡	1 室	職員室		
			保育室 (3歳～)	145.20㎡	3 室	便所	35.67㎡	
			遊戯室	137.82㎡	2 室	その他	383.47㎡	
教育及び保育の 目標等	<p>目標：響き合える豊かなところをもった子ども 理念：愛と感謝を基にして、幼児さながらの生き生きと輝く保育を実践し、心豊かに生きられ明日の世界や地球のために貢献できる人を育てる。</p> <p>方針： ・家庭的雰囲気の中、乳児ひとりひとりに保育者があたたかく深い愛情を注ぎ、安定と人への信頼感の土台を育み、新進の健やかな育成をめざす ・好奇心、冒険心、意欲を高め、積極的にまわりの世界と関わる乳児が本来内包している意欲と自信、知性を育てる ・家庭との連絡を密にし、園と家庭との理解、協力、協調を目指す</p>							
開園時間等	<p>開園時間 7時30分～18時30分 延長保育 7時00分～7時30分、18時30分～20時00分 休 園 日 1号：日曜日、土曜日及び祝日、夏季休業、冬季休業 学年末休業、学年始休業及び園長が必要と認めた日 2・3号：日曜日、祝日及び年末年始</p>							
食事の提供	自園調理（委託）による食事の提供、ただし1号認定児については水曜日（午前保育）以外。							
利用者負担額等	利用者負担額：園児の居住する市町村が定める額 ※ その他、特定負担額及び実費徴収あり（別添園則案のとおり。）。							
子育て支援事業	<p>実施している事業：子育て相談事業 実施日数及び実施時間：週3回 10：30～11：30 職員配置：園長、副園長、主任教諭が対応 主な利用者：園の近隣に居住する子育て家庭（未就園児） 事業の周知方法：ホームページへの掲載、園庭開放や幼稚園行事際に周知を行う</p>							
その他								

(仮称) 宮前おひさまこども園 基準適合調書

○定員 2歳未満児 16名、2歳以上児 74名 計 90名

	区分	適用	本園の状況	基準	適否	備考
施設設備	乳児室 (0歳～1歳)	○	69.25㎡	≧ 52.80㎡	適	3.3×16人(2歳未満児童数) =52.80㎡
	保育室 遊戯室	○	313.60㎡ [175.78㎡+137.82㎡]	≧ 236.52㎡	適	1.98×74人(2歳以上児童数) =146.52㎡+遊戯室90㎡
	建物面積	○	864.30㎡	≧ 494.58㎡ ※ [320+100×(3-2)]㎡+ (16人×3.3㎡)+(11人× 1.98㎡)	適	320+100×(学級数-2)㎡+ 満3歳未満のそれぞれの面積
	園庭 (同一又は隣接の敷 地以外の場合)	—		原則同一敷地又は隣接地 ただし、次の場合可(移行特 例) ①移動時間が10分以内 ②移動時の安全の確保 ③教育、保育の適切な提供	—	適用外 ※園庭については、敷地内で必要面 積を確保している。
	園庭積 面積	○	466.90㎡ (387.00㎡+79.90㎡)	≧ 433.00㎡ (400+80*(3-3)+10*3.3)	適	①3.3×74人(2歳以上児童数) =244.20㎡ ②400+80×(学級数-3)㎡ ①or②の大きい方+満2歳児× 3.3㎡
	調理室 (調理設備)	○	有・無・外部搬入 弁当		適	自園調理(業者委託)
職員	便所	○		① 手洗い設備が設けられ ている ② 保育室及び調理室と区 画されている。 ③ 子どもが安全に利用で きる。	適	平面図で確認
	認定こども園 の長	○	②に該当	次の①又は②を満たす。 ①次のア、イ、ウをすべて 満たす。 ア 教諭の専修免許状 又は一種免許状を有 している イ 保育士登録をして いる ウ 省令に定める職に 5年以上在職してい る ②設置者がア、イ及びウの 要件を満たす者と同等の 資質を有すると認める者	適	現園長が就任予定であり、①と 同等の資質を有すると認めら れる。
	教育・保育に 従事する職員 ※園長、施設長 を除く	○	18人 常勤職員のみ	≧ 8人 (7.95人)	適	6/3= 2.0名(0歳) 21/6= 3.5名(1・2歳) 21/20= 1.05名(3歳) 42/30= 1.4名(4・5歳)
	学級担任	○	3人以上配置可能	3人	適	クラス数=3

施設概要書

区 分		面 積 (m ²)	備 考
土 地	屋外遊戯場	466.90m ²	
	全敷地	1186.46m ²	実測
	(うち借用部分)	()	(借用先)
建 物	乳児室	69.25m ²	(3 室)
	ほふく室		(室)
	保育室 (満3歳未満)	30.58m ²	(1 室)
	保育室 (満3歳以上)	145.20m ²	(3 室)
	遊戯室	137.82m ²	(2 室)
	調理室	34.23m ²	
	保健室 職員室	28.08m ²	(図面上事務室)
	調乳室	10.85m ²	
	沐浴室	14.15m ²	
	地域子育て支援 (交流スペース)	46.53m ²	
	相談室	9.12m ²	
	職員休憩室	10.56m ²	(図面上先生コーナー)
	便 所	35.67m ²	
	そ の 他	292.26m ²	
計	864.30m ²		

学 級 編 制 表

区 分	学級数	利用定員		備考
		1号	2号	
3 歳 児	1 学級	10 人	11 人	
4 歳 児	1 学級	10 人	11 人	
5 歳 児	1 学級	10 人	11 人	

職 員 組 織 表

職 名	専 任	兼 任	非常勤	計
園 長	人	1人	人	1人
副 園 長	1人			1人
主 幹 保 育 教 諭	2人			2人
保 育 教 諭	15人			15人
事 務 職 員	1人		1人	2人
そ の 他 職 員			5人	5人
園 医	1人			1人
園 歯 科 医	1人			1人
園 薬 剤 師	1人			1人
看 護 士	1人			1人
計	23人	1人	6人	30人

(園則に記載してある教職員組織の職名でこの例に準じて作成してください)

幼保連携型認定こども園 宮前おひさまこども園

管理運営に係る計画書

開園日数及び開園時間	<p>園日数 教育認定 週5日 休園日 土曜日、日曜日、祝日 夏季休業日 7月21日～8月31日 冬季休業日 12月21日～1月8日 春季休業日 3月17日～4月5日</p> <p>保育認定 週5日（休園日：日曜日、祝日、年末年始） 開園時間 7：00～20：00 教育標準時間 9：00～14：00 （水曜日：11時30分まで） （延長保育：18時30分まで）</p> <p>保育標準時間 7：30～18：30 （延長保育 7：00～20：00） 保育短時間 8：30～16：30 （延長保育 7：30～18：30）</p>
情報開示の体制	<p>ホームページへの園の活動や募集案内等の掲示 園内の掲示板による園情報の開示 園のたより、保育記録（ポートフォリオ）等による保護者等への情報開示</p>
障害児等特別の配慮を要する子どもの受入れに関する必要な措置	<p>障害を有する等の特別な配慮を要する子どもについては、健康状態、発達の状況等を的確に把握し、療育センター等の専門機関との連携を図りながら健やかな発達できるよう努める</p>
子どもの健康を確保するための必要な措置（保健計画の策定、健康診断の実施等）	<p>保健計画の策定及び実施 1号認定児については年1回の園医、歯科医による健診 2・3号認定児については入園前健診及び毎月の健康診断</p>
子どもの安全を確保するための必要な措置（安全計画の策定、安全点検の実施等）	<p>施設設備の定期的な安全点検の実施を含む安全計画の策定 非常災害時の対応体制の確立と避難訓練等の実施 児童相談所との連携による虐待防止</p>
<p>食事の提供体制</p> <p>栄養士の指導体制</p> <p>食育への取組み</p> <p>その他必要な配慮</p>	<p>自園調理（外部委託）による食事の提供（ただし、1号認定児については、水曜日（午前保育）以外。行事の日等は弁当を持参する。2号認定については毎日提供する。）</p> <p>外部講師による講演会や指導会を実施する。</p> <p>自園で栽培した野菜（ミニトマト、キュウリ、ジャガイモ等）、また年長児はもち米を園児が育て、収穫し、食することにより、五感を豊かにし、心身の成長を図る。</p> <p>園児の個々のアレルギー管理を徹底するため、事前のアレルギー掌握、除去食を提供する際の誤飲、誤食防止に努める。</p>
補償の体制	<p>全園児が日本スポーツ振興センター保険に加入する。 また、任意加入により24時間対応の総合保障制度に加入する。</p>
利用者負担	<p>○入園児納付 入園料（教育充実費） 1・2号 40,000円 施設整備費 1・2号 120,000円（3年保育） 115,000円（2年保育） ・教育環境整備費（1・2号 年額 15,000円） ・預かり金（1・2号 年額 13,000円）</p> <p>○基本保育料 ・園児の居住する市町村が定める利用者負担額 ・教育・保育充実費 1号、2号 在園進級児 月5,500円 1号、2号 新入園児 月6,000円 ・食育活動費（1号 月4,000円 2号 月3,500円） ・絵本代（1・2号 月400円） ・父母の会会費（1、2号 月400円） ・積立金（年長児のみ 1・2号 960円） ・スクールバス運行協力費（利用者のみ 28,000円 半期毎納付） ・お泊まり会費用（年長児のみ 15,000円程度） ・おむつ代 未定 ・貸し布団代 未定 ・その他必要な実費</p>

平成 30 年度 保育計画

保育理念 (事業運営方針)		愛と感謝を基にして、幼児さながらの生き生きと輝く保育を実践し、心豊かに生きられ明日の世界や地球のために貢献できる人を育てる。						
保育方針		<ul style="list-style-type: none"> 家庭的雰囲気の中、乳児一人ひとりに保育者があたたかく深い愛情を注ぎ、安定と人への信頼感の土台を育み、新進の健やかな育成をめざす 好奇心、冒険心、意欲を、高め、積極的にまわりの世界と関わる乳児が本来内包している意欲と自信、知性を育てる 家庭との連絡を密にし、園と家庭との理解、協力、協調を目指す 		保育目標		『響き合える豊かなところをもった子ども』・ 1. 生き生きと輝き、創造的にあそべる子ども 2. 友達とあそべ、好きになり、思いやれる子ども 3. ありがとう（挨拶）ができ、秩序が気持ちよいと感じられる子ども		
☆発達とクラスの相関性 6 年齢別、保育方針 8 つの発達段階を前提に年間指導計画を作成する また、子ども 1 人ひとりの成長段階を踏まえ、養護と教育が一体となった保育をする		☆基本的社会的責任 人権尊重(児童福祉法)・地域交流(行事への呼びかけ参加・学校との連携・保育の責任説明(保育参観・個人情報保護・苦情解決・情報提供)・実習生、職場体験ボランティアの受け入れ ☆小・中学校との連携 保育要録の送付・小学校との引継ぎ・小学校の行事参加・職業体験の受け入れ		☆地域への子育て支援事業 育児相談 子育てサロン(開始日未定)				
子どもの 保育目標		0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> 歩行が安定し特定の大人との信頼関係を元に興味・関心を広げていく 	2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> 保育者との安定した関係の中で、身の回りのことを自分でしようとする 	4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> 友だちとのつながりを広げ、集団としての行動が出来るようになる 生活の流れの見通しを持ち、生活に必要な基本的生活習慣を身に付ける 	☆主な行事 入園式・始業式・荀見学・春の遠足・ファミリーデー・ジャガイモ掘り・人形劇鑑賞・お泊まり会(年長)・夕涼み会・運動会・秋の遠足・さつまいも掘り・生活展・お餅つき・クリスマス会・お茶会・劇遊び会・節分・ひなまつり会・保育参観・面談・卒業式・修了式
		1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> 安心できる保育者との関係の中で自分やろうとする気持ちを育てていく 	3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> 基本的生活を身につける 友だちと関わる楽しさを知る 	5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> 自立心が高まり、見通しを持って生活する力が身に付く 生活や遊び中で目標に向かって力を合わせて活動し、達成感や充実感を味わう 	
		保育の内容						
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
養護	生命の維持	<ul style="list-style-type: none"> 人への基本的信頼関係が芽生える 一人ひとりの生活リズムが整うように配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の保育士との信頼関係がさらに深まり愛着関係が育まれるように接する 生活リズムを整え、体調管理に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 生活や遊びの中で自我が育つような関わりを持つ 気候に応じて体調管理をする 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的生活習慣を身につけられるように援助する 運動機能が高まるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの体調変化に気づけるようにする 運動量が増し活発に活動できるように配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関心を持ち、生活に必要な習慣を身につけられるようにする 適度な休息をとりながら意欲的に生活できるようにする 	

	情緒の安定	・特定の保育士との信頼関係をしっかりと築いていけるよう配慮する	・子どもの気持ちを受け止め、安心して自分の気持ちを表せるようにする	一人ひとりの気持ちを受容しながら、安定した生活ができるようにする	・一人ひとりの気持ちを受容し共感しながら、子どもとの信頼関係を深めていく	・友だちや保育士との信頼関係を築きながら自己肯定感を育てていく	・集団生活の中で友だちや保育士との信頼関係が築ける関わりをしていく
教育	健康	・身の回りの事をしてもらう事を喜ぶ ・歩行が安定し、様々な場所で散策活動をする	・身の回りの世話をしてもらった事を通して自分でしようとする ・気持ちが芽生える ・バランスをとりながら身体を動かし楽しく遊ぶ	・簡単な身の回りの事を自分でしようとする ・保育士と一緒に身体を十分動かして遊ぶ	・基本的な生活習慣を身に付けていく ・戸外遊びを十分し、全身を使って遊ぶ楽しさを知る	・身体の異常を保育士に伝える ・様々な用具を組み合わせ、積極的に遊ぶ	・危ない遊びや非常時の行動が分かり気を付ける ・身体や病気に関心をもち、健康に必要な習慣や態度を身に付ける
	人間関係	・特定の保育士との信頼関係を深める ・保育士のする事に興味を持ったり、模倣する事を楽しむ	・保育士と一緒に遊びを楽しむ ・少しずつ他の子どもに興味を持ち、関わろうとする	・生活や遊びの中で簡単な決まりを知り、友だちと関わって遊ぶ	・生活や遊びの中で決まりを守ろうとする ・友だちと関わる中で共感して遊ぶ	・友だちとのやりとりを通して、いたわりや思いやりの気持ちを持つ	・友だちと共通の目的を持ち、協力したり応援しながら物事を成し遂げようとする
	環境	・安心できる人に見守られながら、感覚の働きを確かにする	・安全で活動しやすい環境の中、様々な遊びを楽しむ	・自然と触れ合う中で好奇心や探求心が生まれてくる	・式の自然に触れ、興味を持つ ・数・量・形に関心を持つ	・身近なものや遊具、自然などに興味を持ち、工夫したり試したりする ・数・量・形への関心を深める	・日常生活の中で簡単な文字や標識に関心を持ち使おうとする
	言葉	・仕草や表情、単語などで伝えようとし、簡単なやりとりを楽しむ	・保育士の語り掛けを喜んだり、自分から話す事を楽しむ	・自分の思いや要求を言葉で表そうとする	・人の話を聞いたり、自分の気持ちを言葉で表現できるようにする	・生活の中で活発に話したり聞いたりして、必要な言葉を使って楽しむ	・人の話を聞いたり、自分の考えた事を言葉で表現しながら、言葉への興味を広げる
	表現	・手遊びや歌を歌ってもらい、一緒に手足を動かして遊ぶ	・保育士と一緒に手遊びをしたり歌ったりしてリズムに合わせて身体を動かして遊ぶ	・保育士や友だちと遊ぶ中で、模倣したり表現しようとする	・様々な用具や方法で、自分なりのイメージを表現しようとする	・色々な表現方法に興味を持ち、楽しんで表現する	・自分のイメージを言葉や動きなどで表現したり演じて遊ぶ楽しさを味わう
食育	食を営む力の基礎	・食べる事に意欲を持つ ・噛んで食べる事を覚え、手づかみやスプーンで喜んで食べる	・色々な食べ物をよく噛んで食べる ・スプーンの三点持ちを知り持とうとする	・意欲的に食べるようになる ・スプーンやフォークを正しく持って食べるようにする	・食べる事の大切さを知る ・箸の正しい持ち方を知り食べる	・食を通して命の大切さを知る ・箸を正しく持ち、食事のマナーをも身につける	・身体と食べ物に関心を持ちながら食事をする(三色栄養など) ・マナーを守ってよく食べ、一定時間で食べ終えようとする
健康支援	・健康発育発達状態の把握 ・心身の状態や家庭生活、養育状態の把握 ・年間保健指導計画 ・園医健診 ・歯科検診 ・異常が認められた時の対応 ・視聴覚検査(4歳児対象)			研修計画	・園内研修(要領・保育など) ・園外研修及び研修報告		
環境・衛生管理	・施設内外設備の安全管理及び自主点検 ・遊具や用具の清掃及び消毒 ・全職員の健康診断や検便			特色ある保育	・異文化に触れる ・異年齢交流保育 ・自然や素材に触れ楽しむ		
安全対策 事故防止	・毎月の防災訓練(火災・地震・不審者対応・安全点検) ・消防署査察 ・消防設備点検			保護者への支援	・保護者会 ・個人面談 ・育児情報の発信や相談 ・連絡ノート ・地域の関係機関との連携		

子育て支援事業計画書

実施する事業名	子育て相談事業 地域子育て支援拠点事業
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児を対象とした育児相談を実施し、地域の保護者の子育てに関する理解を深め、子育てに関する不安や悩みを解消する。 ・子育てサロンでは、未就園児とその保護者が気軽に集まれるフリースペースを提供する。子育てを支え合える仲間づくりの場となり、つながりのある地域社会づくりを推進する。 ・スキンシップ遊び、歌や絵本の時間を設け、保護者の子育て力の向上を図る。
実施日数及び実施時間	週3回 10:30～11:30
職員配置	主に専任職員、園長、副園長、主任教諭が対応する。
利用者負担	無料 (プログラムによって実費徴収を行う予定)
その他	主な利用者としては、近隣に居住する子育て家庭（未就園児）を想定しており、事業の周知方法としては、ホームページ、園庭開放や幼稚園行事の際に行う予定である。

幼保連携型認定こども園宮前おひさまこども園 園 則(案)

第1章 総 則

(目的及び運営の方針)

- 第1条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）第2条第7項及び第9条に基づき、教育及び保育を一体的に行い、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
- 2 本園は、園児の最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。
- 3 本園は、認定こども園法及び子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守して運営する。

(名称)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園 宮前おひさまこども園 という。

(位置)

第3条 本園の所在地を、川崎市宮前区野川1060番地に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期	4月1日から7月31日まで
第2学期	8月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日まで

2 教育課程に係る教育時間について、前項に次の休業日を加える。

ア 土曜日

イ 夏季休業 7月21日から8月31日まで

ウ 冬季休業 12月21日から1月8日まで

エ 学年末休業 3月17日から3月31日まで

オ 学年始休業 4月1日から4月5日まで

カ その他園長が必要と認めた日

(保育時間)

第7条 本園の開園時間等は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

開園時間	午前7時00分から午後8時00分まで
教育時間	午前9時00分から午後2時00分まで
保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで
保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分まで

- 2 延長保育(及び預かり保育)は、家庭の状況などによって保護者から申出を受けて行い、別に定める保育料を保護者より徴収する。

第3章 教育及び保育内容、定員及び学級

(教育及び保育内容等)

第8条 教育及び保育内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現等)のねらい等が達成されるように総合的に指導するとともに、各々の年齢・発達に応じ、養護の行き届いた環境の下、生命の保持や情緒の安定を図るものとする。

(子育て支援)

第9条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

- 2 子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 子育て相談事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業

(利用定員及び学級)

第10条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号認定子ども」という。)
30名
 - (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号認定子ども」という。)
33名
 - (3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の子ども(以下「3号認定子ども」という。)
のうち、満1歳未満の子ども 6名
 - (4) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 21名
- 2 本園の満3歳以上の子どもに対する教育は、3学級で行う。

(職員組織及び職務内容)

第11条 本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名
園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長 1名
園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。園長に事故あるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 主幹保育教諭 2名
園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育

をつかさどる。

- (4) 保育教諭 15名
園児の教育及び保育をつかさどる。
- (5) 事務職員 2名
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (6) 園医 1名
健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言等を行う。
- (7) 園歯科医 1名
健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。
- (8) 園薬剤師 1名
園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。
- (9) 看護師 1名
園児の看護をつかさどる。

第4章 入園、退園、休園、転園、卒園及びほう賞

(入園許可)

第12条 入園は、園長が許可する。

(入園手続)

第13条 入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

- 2 2号認定子ども及び3号認定子どもについて、子ども・子育て支援法第42条の規定により、市町村によるあっせん・要請を受けた乳幼児とする。
- 3 本園は、前項の規定において、次の各号に掲げる理由があるときを除き、これに応じものとする。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) その他、利用するにあたって特別な事情があると認められる場合
- 4 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定する。
 - (1) 兄弟姉妹が在園又は卒園している者及び就園前2才児教室の終了者は、優先して入園させる。
 - (2) その他の者は、抽選により選考する。

(退園、休園)

第14条 退園又は休園しようとする者は、その保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

- 2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

(転園)

第15条 第12条第1項及び2項、第13条1項の規定は、転入園について準用する。

- 2 第14条第1項の規定は、転出園について準用する。

(成績の評価)

第16条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第17条 園長は、園児が全課程を修了したと認めたときは、卒園時に修了証書を授与する。

(ほう賞)

第18条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

第5章 保育料等

(保育料等)

第19条 本園の保育料等は、川崎市特定教育・保育士接運営基準条例（以下、「基準条例」という）により、次のとおりとする。

区分	費目・徴収理由	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
基本負担額 (基準条例第13条)	保育料(月額)	園児が居住する市町村が定める額		
教育の質の向上を図るための特定負担額 (基準条例第13条)	教育保育充実費(月額:教育の質の向上のための費用)	6,000円 (但し平成29年度以前の人園児5,500円)		5,000円
	教育環境維持費(年額:構築物の維持保全、更新のための費用)	15,000円	15,000円	15,000円
	父母の会費(月額)	600円	600円	600円
	入園料(教育充実費:入園手続き時に納付) 施設整備費 (入園手続き時に納付)		40,000円 3年保育120,000円 2年保育115,000円	40,000円 0円 但し支給認定が1号、2号となる場合に120,000円
実費徴収 (基準条例第13条)	食育活動費(月額:給食(1号)主食(2号)のための費用)	4,000円	3,500円	1,000円
	絵本代(月額)	400円	400円	400円
	上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用については、実費徴収する。			
その他の費用(基準条例第13条)	入園受入準備費(入園検定のための費用)	7,000円		

- 2 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 入園辞退及び中途退園等による納付金の返還、減免等については別に定める規程による。

第6章 緊急時の対応等

(緊急時等の対応)

第20条 園児の怪我、不審者の侵入等緊急時における対応方針は、事故防止マニュアルに別途定める。

(非常災害対策)

第21条 園長又は防火管理者は、地震、火事等の非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ計画を立て、かつ関係機関及び保護者への連絡並びに連携体制を整備し、少なくとも毎月1回園児及び職員の避難並びに消防訓練を行う。

第7章 虐待の防止、その他重要事項

(虐待の防止)

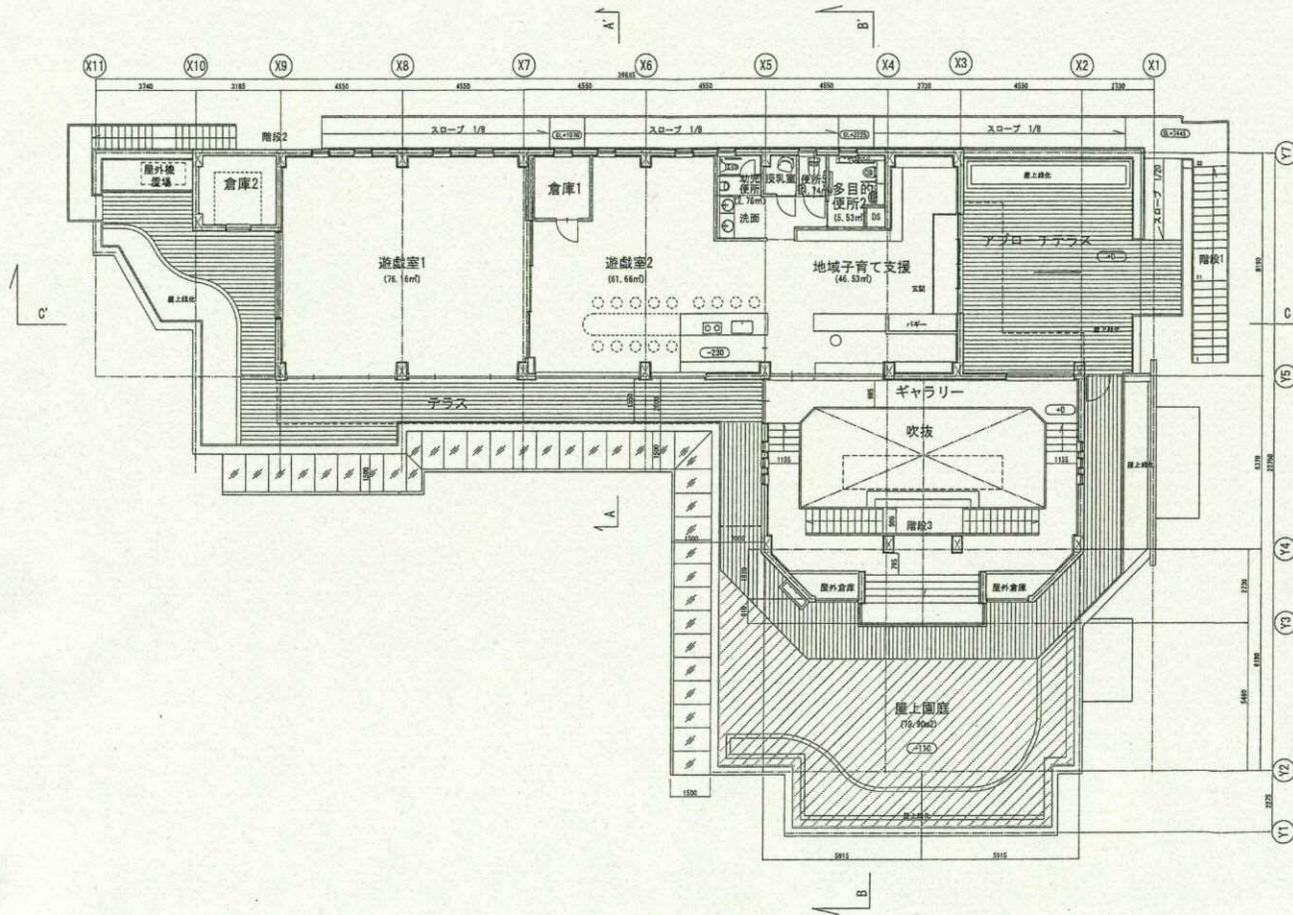
第22条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

附 則

- 1 この園則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

2階部分 平面図



 環境デザイン研究所 〒105-0022 東京都港区六本木5丁目13番23号森ビル6F 一級建築士事務所 東京設計総合事務所 電話03-5575-7171 一級建築士建設大工事務所 電話03-5575-7179	株式会社 増田建築構造事務所 〒106-0044 東京都港区赤坂3丁目8番7号 坂倉ケンゾウビル40404	工事名称	目的
		(仮)認定こども園宮前幼稚園新築工事	
株式会社 日永設計 〒104-0013 東京都中央区銀座3丁目1-107号日永ビル6F 一級建築士事務所 東京設計総合事務所 電話03-5835-4501	設計 作成	図面名称	図尺
		2階平面図	(A3) 1/200